提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）、若しくは電送又は電子メールによる。

6　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行さいたま新都心代理店（埼玉りそな銀行さいたま新都心店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行さいたま新都心代理店（埼玉りそな銀行さいたま新都心店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　関東地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　契約書作成の要否　要。

⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑸　関連情報を入手するための照会窓口　5⑴に同じ。

⑹　2⑴②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も5⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
また、2⑵に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないものは、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑺　詳細は説明書による。

7　Summary

⑴　Classification of the services to be procured : 42

⑵　Subject matter of the contract : The expense trend investigation of civil engineering works, business trust and the like.

⑶　Time-limit to express interests by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 18 June 2012 (by bringing, mail, facsimile, or the E-mail : 6 : 00 P.M. 18 June 2012)

⑷　Time-limit for the submission of proposals by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 7 August 2012 (by bringing, mail, facsimile, or E-mail : 6 : 00 P.M. 7 August 2012)

⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Engineering Managiment Division, Planning Department, Kanto Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1 Shin-toshin Chuou-ku Saitama City, Saitama 330―9724 TEL : 048―601―1331 FAX : 048―600―1374

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

平成24年度土木工事・業務委託等における諸経費動向調査業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成24年6月8日

関東地方整備局長　下保　　修

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

1　業務概要

⑴　業務名　平成24年度土木工事・業務委託等における諸経費動向調査業務

⑵　業務内容
・計画準備
・土木工事における諸経費動向調査
・業務委託等における諸経費動向調査
・機械設備工事等諸経費動向調査
・低入札工事における工事コスト調査
・組織体制
・報告書作成

⑶　履行期限　平成25年3月29日

2　申請の時期

平成24年6月8日から平成24年6月18日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成24年6月19日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、平成24年6月8日から関東地方整備局総務部契約課（埼玉県さいたま市中央区新都心2―1さいたま新都心合同庁舎2号館17階）において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に平成24年度土木工事・業務委託等における諸経費動向調査業務設計共同体協定書（4⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年3月30日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成24年3月30日付け公示」という。）6（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成23・24年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
③　関東地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。
④　平成24年3月30日付け公示5（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態
①　構成員の分担業務が、業務の内容により、平成24年度土木工事・業務委託等における諸経費動向調査業務設計共同体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、平成24年度土木工事・業務委託等における諸経費動向調査業務設計共同体協定書において明らかであること。
③　1⑵の業務内容に掲げる各分担業務をそれぞれ優れた技術を有する構成員に分担し、平成24年度土木工事・業務委託等における諸経費動向調査業務設計共同体協定書第8条第1項に明示すること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、平成24年度土木工事・業務委託等における諸経費動向調査業務設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙1に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4⑴②の認定を受けていない構成員が4⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに4⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他

⑴　設計共同体の名称は、「平成24年度土木工事・業務委託等における諸経費動向調査業務△△・××設計共同体」とする。